

令和8年2月10日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則16—4（補償及び福祉事業の実施）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則16—4（補償及び福祉事業の実施）の運用について（平成14年6月20日勤補—182）」の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる標記部分に傍線を付した別紙で改正後欄にこれに対応する別紙を掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

第30条関係

- 1 この条の規定による報告は、実施機関ごと一括して行うものとする。
- 2 この条の「前年の4月1日に始まる年度における補償の実施状況及び福祉事業の実施状況として人事院が定めるもの」は、次のとおりとする。
 - (1) 補償の種類別の件数及び金額
 - (2) 傷病補償年金の傷病等級別及び障害補償の障害等級別の件数
 - (3) 公務上の災害であると認定した事案の事由別及び事故発生年度別の件数
 - (4) 通勤による災害であると認定した事案の態様別及び事故発生年度別の件数
 - (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した事案の事故発生年度別の件数
 - (6) 公務上の災害であるかどうか又は通勤による災害であるかどうかの認定を行っていない

第30条関係

- この条の人事院への報告は、実施機関ごと一括して行うものとする。
- (新設)

い事案の事故発生年度別の件数

(7) 福祉事業の種類別の件数及び金額

(8) その他補償及び福祉事業の実施に関する必要な事項

3 前項(3)から(6)までに規定する

(新設)

事故発生年度とは、事故発生日

(負傷若しくは死亡の原因である

事故の発生日又は診断に

よって疾病の発生が確定した日

をいう。以下同じ。)の属する

年度をいい、同項(1)に規定する

補償、同項(2)に規定する傷病補

償年金及び障害補償並びに同項

(7)に規定する福祉事業は、それ

ぞれ報告年度(この条の規定に

より報告を行う日の属する年度

の前年度をいう。以下同じ。)

の予算から支出されたものに限

り、同項(3)から(5)までに規定す

る事案は、それぞれ報告年度中

に認定したものに限り、同項(6)

に規定する事案は、報告年度の

末日までの間に規則16-0第

20条の規定による災害の報告

を受けた事案のうち、同日までに認定を行っていないものに限る。

第36条関係

- 1 請求書、平均給与額算定書、年金証書、治癒認定通知書、申請書、記録簿及び報告書の様式は、文書の種別の区分に応じて、別表に定めるとおりとする。この場合において、別紙第37から別紙第45までの様式による記録簿の作成及び記入の方法は、別紙第49に定める要領で行うものとする。

2・3 (略)

第36条関係

- 1 請求書、平均給与額算定書、年金証書、治癒認定通知書、申請書、記録簿及び報告書の様式は、文書の種別の区分に応じて、別表に定めるとおりとする。この場合において、別紙第37から別紙第54までの様式による記録簿及び報告書の作成及び記入の方法は、別紙第58に定める要領で行うものとする。

2・3 (略)

別表

文書の種別	様式
(略)	(略)
医療機関等設置・指定記録簿	別紙第45
療養の現状報告書	<u>別紙第46</u>
障害の現状報告書	
遺族の現状報告書	<u>別紙第47</u>
奨学援護金の支給に係る現状報告書	<u>別紙第48</u>
就労保育援護金の支給に係る現状報告書	

別表

文書の種別	様式
(略)	(略)
医療機関等設置・指定記録簿	別紙第45
災害補償報告書	別紙第46から別紙第52まで
福祉事業報告書	別紙第53
特別給付金支給報告書	別紙第54
療養の現状報告書	<u>別紙第55</u>
障害の現状報告書	
遺族の現状報告書	<u>別紙第56</u>
奨学援護金の支給に係る現状報告書	<u>別紙第57</u>
就労保育援護金の支給に係る現状報告書	

別紙第 4 6

災害補償報告書（令和 年度分）
（補償種類別報告）

総括職員
 非常勤職員

公務上の災害
 通勤による災害

災害機関名

補償の種類	年数等区分	件数		日数	金額	標準 件数
		前年度から の継続	本年度発生			
療養補償	療養補償					
疾病補償	疾病補償					
障害補償	障害補償	年金				
		一時金				
介護補償	介護補償	常時				
		随時				
遺族補償	遺族補償	年金				
		一時金				
葬祭補償	葬祭補償	葬費				
		祭費				
障害補償	障害補償	年金差額一時金				
		一時金				
遺族補償	遺族補償	年金前払一時金				
		一時金				
船員の 特	船員の 特	事後補償				
		行方不明補償 計				

（別紙を削る）

別紙第 4 8

災害補償報告書（令和 年度認定分）
 （災害認定状況報告）

総括職員
 常勤職員
 非常勤職員

公務上の災害
 通勤による災害

受給機関名

認定区分	計	事故発生年度					報告区分		再その他
		令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	規則16-0 第20条前段 の規定に基づ く報告	被災職員等 からの申出 に基づく報 告	
公務又は通勤による災害の件数	()	()	()	()	()	()	()	()	()
公務又は通勤による災害又は通勤による災害の件数	()	()	()	()	()	()	()	()	()
未知	()	()	()	()	()	()	()	()	()
処 手 総 中	()	()	()	()	()	()	()	()	()
理 調 査 中	()	()	()	()	()	()	()	()	()
件 数 小 計	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(別紙を削る)

(別紙を削る)

別紙第 4 9

災害補償報告書（令和 年度認定分）
 （事由別公務災害認定状況報告）

- 総括表
- 常勤職員
- 非常勤職員

事由別	事故発生年度	実施機関名						
		計	令和 年度					
総計		()	()	()	()	()	()	
負傷の場合	合計	()	()	()	()	()	()	
	自己の職務遂行中	()	()	()	()	()	()	
	担当外の職務遂行中	()	()	()	()	()	()	
	出張中又は赴任途上	()	()	()	()	()	()	
	出張勤途中（公務上のもの）	()	()	()	()	()	()	
	レクリエーション参加中	()	()	()	()	()	()	
	設備の不完全又は管理上の不注意	()	()	()	()	()	()	
	職務遂行に伴う怨恨	()	()	()	()	()	()	
	その他	()	()	()	()	()	()	
	合計	()	()	()	()	()	()	
疾病の場合	規則16-0別表第1第1号に掲げる疾病	()	()	()	()	()	()	
	規則16-0別表第1第2号に掲げる疾病	()	()	()	()	()	()	
	規則16-0別表第1第3号に掲げる疾病	腰痛（非災害性）	()	()	()	()	()	()
		振動障害	()	()	()	()	()	()
		上肢等の運動器障害	()	()	()	()	()	()
	その他	()	()	()	()	()	()	
	規則16-0別表第1第4号に掲げる疾病	()	()	()	()	()	()	
	規則16-0別表第1第5号に掲げる疾病	()	()	()	()	()	()	
	規則16-0別表第1第6号に掲げる疾病	肝炎（伝染性）	()	()	()	()	()	()
		結核	()	()	()	()	()	()
その他		()	()	()	()	()	()	
規則16-0別表第1第7号に掲げる疾病	()	()	()	()	()	()		
規則16-0別表第1第8号に掲げる疾病	心臓疾患	()	()	()	()	()	()	
	脳疾患	()	()	()	()	()	()	
規則16-0別表第1第9号に掲げる疾病	()	()	()	()	()	()		
規則16-0別表第1第10号に掲げる疾病	()	()	()	()	()	()		

別紙第 5 1

災害補償報告書（令和 年度認定分）
（第三者加害事故発生状況報告）

総括職員
 常勤職員
 非常勤職員

実施機関名 _____

事故態様別	事故発生年度		計	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
	計	令和 年度					
公務災害	小	自動車による加害事故	()	()	()	()	()
		自動車以外による加害事故	()	()	()	()	()
	計	()	()	()	()	()	
通勤災害	小	自動車による加害事故	()	()	()	()	()
		自動車以外による加害事故	()	()	()	()	()
	計	()	()	()	()	()	

(別紙を削る)

(別紙を削る)

別紙第52

災害補償報告書(令和 年度分)
(補償の免責状況報告)

- 総括表
- 常勤職員
- 非常勤職員

- 公務上の災害
- 通勤による災害

実施機関名 _____

補償の種類	件数・金額	自動車による加害	自動車以外による加害	計
療養補償	免責件数	件	件	件
	免責額	円	円	円
休業補償	免責件数			
	免責額			
傷病補償年金	免責件数			
	免責額			
障害補償年金	免責件数			
	免責額			
障害補償一時金	免責件数			
	免責額			
介護補償	免責件数			
	免責額			
遺族補償年金	免責件数			
	免責額			
遺族補償一時金	免責件数			
	免責額			
葬祭補償	免責件数			
	免責額			
障害補償年金 前払一時金	免責件数			
	免責額			
遺族補償年金 前払一時金	免責件数			
	免責額			
計	免責件数			
	免責額			

(別紙を削る)

別紙第53

福祉事業報告書
(令和 年度分)

- 総括表
- 常勤職員
- 非常勤職員

- 公務上の災害
- 通勤による災害

実施機関名 _____

種類		事項	件数	個数又は 日数等	金額	移送費又は 旅行費	合計額
外	科	義肢					
		義装具					
		義眼					
		義補聴器					
		人工喉頭					
		車椅子					
		支給					
		再支給					
		修理					
		リハビリテーション					
		アフターケア					
		休業援護金					
		ホームヘルプサービス					
		奨学援護金		大学生等			
			高校生等				
			中学生等				
			小学生等				
		就労保育援護金					
		傷病特別支給金					
		障害特別支給金					
		遺族特別支給金					
		障害特別援護金					
		遺族特別援護金					
		長期家族介護者援護金					
		合計					

別紙第 5 4

特別給付金支給報告書
(令和 年度分)

総括職員
 常勤職員
 非常勤職員

公務上の災害
 通勤による災害
 実施機関名 _____

件数等区分 特別給付金 の種類	件数			金額	翌年度へ継続する件数
	前年度からの 継続	本年度発生	計		
優待特別給付金					
障害特別給付金					
遺族特別給付金					
一時金					
一時金					
障害差額特別給付金					
計					

(別紙を削る)

別紙第 4 6

(略)

別紙第 4 7

(略)

別紙第 4 8

(略)

別紙第 4 9 記録簿の作成及び記入
の要領

(削る)

1 災害補償記録簿

(1)～(8) (略)

(9) 「11 平均給与額」の欄には、事故発生日における平均給与額として補償法第4条の規定により計算した額とその決定年月日を記入すること。

(10)～(20) (略)

2～9 (略)

(削る)

別紙第 5 5

(略)

別紙第 5 6

(略)

別紙第 5 7

(略)

別紙第 5 8 記録簿及び報告書の作
成及び記入の要領

第 1 記録簿の作成及び記入の要
領

1 災害補償記録簿

(1)～(8) (略)

(9) 「11 平均給与額」の欄には、事故発生日（負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病の発生が確定した日をいう。）における平均給与額として補償法第4条の規定により計算した額とその決定年月日を記入すること。

(10)～(20) (略)

2～9 (略)

第 2 報告書の作成及び記入の要
領

(削る)

1 災害補償報告書

(1) 補償種類別報告関係

ア この報告は、災害補償記録簿並びに傷病補償年金記録簿、障害補償年金記録簿及び遺族補償年金記録簿に基づき、公務上の災害及び通勤による災害ごと（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に、総括表、常勤職員及び非常勤職員の別（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に各1通作成すること。

イ 「件数」の欄には、次のように記入すること。

(ア) 「前年度からの継続」の欄には、報告される年度の予算から支出された療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償年金、介護補償又は遺族補償年金で既に前年度の予算

からも支出されていたものの件数を記入すること。

(イ) 「本年度発生」の欄
には、報告される年度の予算から新たに支出された療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償年金、介護補償若しくは遺族補償年金の件数又は当該年度の予算から支出された障害補償一時金、遺族補償一時金、葬祭補償、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の件数を記入すること。

ウ 「日数」及び「金額」
の欄には、それぞれの補償の総件数に係る補償の日数及び金額を記入すること。

エ 「翌年度へ継続する件

数」の欄には、「件数」
欄の「計」の欄に記載さ
れた療養補償、休業補
償、傷病補償年金、障害
補償年金、介護補償又は
遺族補償年金の件数のう
ち、翌年度においても継
続して当該補償を行うこ
ととなる件数を記入する
こと。したがって、この
件数は、原則として、翌
年度分の報告において
は、「件数」欄の「前年
度からの継続」の欄に記
入されることとなる。

オ 「公務上の災害」につ
いてのこの報告の「件
数」、「金額」及び「翌
年度へ継続する件数」の
欄には、それぞれ補償法
第20条の2又は規則1
6—2第6条の2第1項
に規定する公務上の災害
に係るものの内数を○で
囲んで記入すること。

カ 未支給の補償について

は、未支給となった補償
の種類別にそれぞれ該当
する欄に（ ）を付して
その内数を記入するこ
と。

(2) 傷病・障害等級別報告関
係

ア この報告は、災害補償
記録簿並びに傷病補償年
金記録簿及び障害補償年
金記録簿に基づき、公務
上の災害及び通勤による
災害ごと（その区別を該
当する□にレ印で記入す
ること。）に、総括表、
常勤職員及び非常勤職員
の別（その区別を該当す
る□にレ印で記入するこ
と。）に各1通作成する
こと。

イ この報告には、補償種
別報告の「件数」欄の
「計」欄に記載された傷
病補償年金及び障害補償
の件数の内訳を記入し、
同欄の「前年度からの継

続」の欄に記載された件数を（ ）で外書きし、
補償法第20条の2又は
規則16-2第6条の2
第1項に規定する公務上
の災害に係るものがある
ときは、その内数を○で
囲んで記入すること。

ウ 「1号」から「17号」までの欄には、障害等級の別及び規則16-0別表第5の障害欄の号別並びに傷病等級の別及び規則16-0第25条の2の表の障害の状態欄の号別に分類して記入すること。

エ 「準用」の欄には、規則16-0第25条の4第2項の規定によって障害等級を決定した件数を等級別に記入すること。

オ 「併合繰上げ」の欄には、補償法第13条第6項の規定によって障害等級を決定した件数を等級

別に記入すること。

カ 「加重」の欄には、補償法第13条第8項の規定によって障害補償を行った件数を障害等級別に記入すること。この場合、この欄に記入した件数は、他の欄には重複して計上しないものとする
こと。

キ 「計」の欄には、記載された件数を傷病等級及び障害等級別に合計して記入し、「合計」の欄には各傷病等級及び障害等級の件数の計の合計を記入すること。

(3) 災害認定状況報告関係

ア この報告は、災害補償記録簿等に基づき、公務上の災害及び通勤による災害ごと（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に、総括表、常勤職員及び非常勤職員の別（その区別を該当す

る□にレ印で記入すること。)に各1通作成すること。

イ この報告には、規則16—0第20条の規定により補償事務主任者から報告されたもの等の処理状況を記入すること。補償法第5条第2項又は第6条第2項の規定に基づき補償が免責されるものについても記入すること。

ウ 「()」内には、死亡事案の件数を内書きすること。

エ 「再発その他」の欄には、再発認定を受けたもののほか、審査の申立てにより公務上の災害又は通勤による災害であると認められたものを記入すること。

(4) 事由別公務災害認定状況報告関係

ア この報告は、災害補償

記録簿に基づき、総括表、常勤職員及び非常勤職員の別（その区別を該当する口にレ印で記入すること。）に各1通作成すること。

イ この報告には、報告年度中に公務上の災害であると認定した事案について、その事由別及び事故発生年度別にその件数を記入すること。

ウ この報告には、補償法第5条第2項又は第6条第2項の規定に基づき補償が免責されたものについてもその件数を含めて記入すること。

エ 「事由別」の分類は、公務上の災害であると認定した主たる理由により行うこと。

オ 「（）」内には、死亡事案の件数を内書きすること。

カ 「規則16—0別表第

1 第 2 号に掲げる疾病」、「規則 1 6—0 別表第 1 第 4 号に掲げる疾病」、「規則 1 6—0 別表第 1 第 7 号に掲げる疾病」及び「規則 1 6—0 別表第 1 第 1 0 号に掲げる疾病」の欄並びに「規則 1 6—0 別表第 1 第 3 号に掲げる疾病」及び「規則 1 6—0 別表第 1 第 6 号に掲げる疾病」の「その他」の欄に記載すべき事案については、当該事案に係る職員に関する災害補償記録簿の表面の写しを添付すること。

キ 「規則 1 6—0 別表第 1 第 1 0 号に掲げる疾病」の欄には、予防注射等衛生管理上命ぜられた処置により発生した事案等の件数を記入すること。

(5) 態様別通勤災害認定状況報告関係

ア この報告は、災害補償記録簿等に基づき、総括表、常勤職員及び非常勤職員の別（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に各1通作成すること。

イ この報告には、補償法第5条第2項又は第6条第2項の規定に基づき補償が免責されたものについてもその件数を含めて記入すること。

ウ 「（）」内には、死亡事案の件数を内書きすること。

(6) 第三者加害事故発生状況報告関係

ア この報告は、災害補償記録簿に基づき、総括表、常勤職員及び非常勤職員の別（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に各1通作成すること。

イ この報告には、報告年

度中に公務上の災害又は通勤による災害であると認定した事案のうち第三者の行為によって生じた事案について、その態様別及び事故発生年度別にその件数を記入すること。

ウ 「（ ）」内には、死亡事案の件数を内書きすること。

(7) 補償の免責状況報告関係

ア この報告は、補償の免責状況について災害補償記録簿及び年金記録簿に基づき、公務上の災害及び通勤による災害ごと（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に、総括表、常勤職員及び非常勤職員の別（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に各1通作成すること。

イ 「免責件数」の欄に

は、次のように記入すること。

(ア) 補償額の一部が免責
となったものも含める
こと。

(イ) 第三者等が損害賠償
を支払ったため免責さ
れた一の災害による障
害補償年金及び障害補
償年金前払一時金につ
いては、その件数をそ
れぞれ「免責件数」の
欄に記入するととも
に、「障害補償年金」
の「免責件数」の欄に
()で内書きするこ
と。第三者等が損害賠
償を支払ったため免責
された一の災害による
遺族補償年金及び遺族
補償年金前払一時金に
ついても同様とするこ
と。

ウ 「免責額」の欄には、
報告年度内に支払うべき
補償のうち、第三者等が

(削る)

損害賠償を支払ったため
免責された補償の額につ
いて、記入すること。

2 福祉事業報告書

(1) この報告書は、福祉事業
記録簿に基づき、公務上の
災害及び通勤による災害ご
と（その区別を該当する□
にレ印で記入すること。）
に、総括表、常勤職員及び
非常勤職員の別（その区別
を該当する□にレ印で記入
すること。）に各1通作成
すること。

(2) 「補装具」欄の「支給」
の欄中空欄には、規則16
—3第8条第1項第8号か
ら第11号までの規定に基
づき支給した補装具の名称
を記入すること。

(3) 「補装具」欄の「再支
給」の欄及び「修理」の欄
には、支給した補装具の種
目又は名称を記入するこ
と。

(4) 「件数」の欄には、報告

される年度において実施された福祉事業の件数を記入すること。

(5) 「個数又は日数等」の欄には、件数に対応する補装具の個数、休業援護金の日数、奨学援護金に係る学校等の種類別在学者等の数又は就労保育援護金に係る保育児数を記入すること。

(6) 「金額」の欄には、件数に対応する福祉事業の実施に要した金額を記入すること。

(7) 「移送費又は旅行費」の欄には、外科後処置若しくはアフターケアの実施に要した移送費又は補装具の支給若しくはリハビリテーションの実施に要した旅行費を記入すること。

(8) 「合計額」の欄には、「金額」の欄に記載された金額と「移送費又は旅行費」の欄に記載された金額との合計額を記入するこ

(削る)

と。

(9) 金銭給付を内容とする未支給の福祉事業については、未支給となった福祉事業の種類別にそれぞれ該当する欄に（ ）を付してその内数を記入すること。

3 特別給付金支給報告書

(1) この報告書は、特別給付金記録簿に基づき、公務上の災害及び通勤による災害ごと（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に、総括表、常勤職員及び非常勤職員の別（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に各1通作成すること。

(2) 「件数」の欄には、次のように記入すること。

ア 「前年度からの継続」の欄には、報告される年度の予算から支出された年金たる特別給付金で既に前年度の予算から支出されたものの件数を記入

すること。

イ 「本年度発生」の欄に
は、報告される年度の予
算から新たに支出された
特別給付金の件数を記入
すること。

(3) 「金額」の欄には、それ
ぞれの特別給付金の総件数
に係る金額を記入するこ
と。

(4) 「翌年度へ継続する件
数」の欄には、「件数」欄
の「計」の欄に記載された
年金たる特別給付金の件数
のうち、翌年度においても
継続して当該特別給付金を
支給することとなる件数を
記入すること。

(5) 「公務上の災害」につい
てのこの報告の「件数」、
「金額」及び「翌年度へ継
続する件数」の欄には、そ
れぞれ補償法第20条の2
又は規則16-2第6条の
2第1項に規定する公務上
の災害に係るものの内数を

○で囲んで記入すること。

(6) 未支給の特別給付金につ
いては、未支給となった特
別給付金の種類別にそれぞ
れ該当する欄に（ ）を付
してその内数を記入するこ
と。

以 上